平成24年度機構・定員審査に当たっての 政策評価結果活用状況

総務省行政管理局

府省名:内閣府

平成24年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的: 公文書等の保存及び利用の取組の推進

政策目標: 歴史資料として重要な公文書等が体系的に保存され、国民がそれを容易に利用できるようになるよう、その管理の一層の充実を図る。

政策の概要: 歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管を進めるとともに、中間書庫システムの実現に向けて、平成19年度より引き続き内閣官房、内閣府の行政文書

の一部を受け入れ、パイロット事業を実施し、問題点等の把握・検証を行うなどの事業に積極的に取り組む。

要求省庁の考え方

要求内容

「公文書等の管理に関する法律」(平成 21 年法律第 66 号。以下「法」という。)の施行(平成 23 年 4 月 1 日)を経て、移管を受けた特定歴史公文書等の保存、利用請求への対応等を行う国立公文書館等の適切な運用確保のため、また、利用請求に対する処分への異議申立てに対する対応が本格化することから、調査官 1 の設置を要求するもの。

また、法により、独立行政法人等(206 法人)の法人文書の管理に関して行政文書の管理の 規定に準じた適正な管理義務が規定され、内閣府において独立行政法人等における法に基づく 適正な対応を確保する必要があることから、独立行政法人等専門官(定員1)を要求するもの。

要求内容に対する説明

必要性

平成22年度政策評価書にもあるとおり、内閣府が行った中間書庫パイロット事業により(独) 国立公文書館への歴史的公文書等の移管実績が上がったことから、平成23年度からは(独)国立公文書館において中間書庫が実施されており、今後は法の施行及び公文書館制度の充実を含めた公文書の保存・利用のための体制整備が必要である。

効率性

上記のとおりの移管実績の増加を勘案し、法の施行に伴い、特に国立公文書館等の法に基づ く運用確保、利用請求に係る異議申立てに関する調整の業務については、高度な調整も要する ところ、当該業務を円滑かつ効率的に行うために、管理職の設置を含めた体制を整備する。

有効性

上記のとおりの移管実績の増加を勘案し、法の施行に伴い、「効率性」において示した業務のために管理職を配置し、また、206 法人に上る独立行政法人等の適正な文書管理確保の業務のために定員を配置することで、業務の性格に応じ有効な業務遂行体制を整備する。

結論

調査官1の設置及び独立行政法人等専門官1人の増員を認める。

理由

法に基づく国立公文書館等の適切な運用確保が重要であり、利用請求に対する処分への異議申立てに対する対応が本格化することにより、国立公文書館等の管理職相当の者を相手にした調整を行える者、また、専門性の高い公文書館委員会の特定歴史公文書等不服審査分科会委員と適切なやりとりを行える者の必要性は認められることから、調査官1の設置を認めることとした。

審査の考え方

また、独立行政法人等 206 法人分の文書管理状況を確認し、適正な文書管理を確保 するためには、専担で従事する者が必要であると認められることから、要求どおり認 めることとした。

政策評価結果の活用状況

評価書にもあるとおり、法の施行及び公文書館制度の充実を含めた公文書の保存・ 利用のための体制整備が必要であることは認められる。 府省名:公正取引委員会

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:下請法違反行為に対する措置等

下請法の的確な運用

政策目標:下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速(処理期間 6 か月以内を目途)かつ的確に対処し、これらを排除すること、また、下請法の普及・啓発を図ることにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。

政策の概要:書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置 (法的措置[下請法第7条に基づく勧告]又は指導)を講ずる。

要求省庁の考え方

要求内容

複雑化・困難化する下請法違反行為に対応するため、取引部企業取引課企画官(法規担当)を新設するとともに、同課の企画担当を2人増員する(課長補佐及び係長)。また、下請法違反行為の取締り強化を図るため、同課下請取引調査室の下請取引検査官を6人増員する。

要求内容に対する説明

必要性

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、下請法違反行為に迅速かつ的確に対処する必要がある。下請事業者をはじめ中小事業者を取り巻く 経済環境が円高やデフレの長期化等によって厳しさを増すなか、下請法の運用のより 一層の積極化が求められている。

効率性

平成 22 年度に勧告及び指導を行った下請法違反事件については、そのほとんどが 目標処理期間内に処理されているが、このうち勧告事件に関しては、事件内容の複雑 化・困難化に伴い、15 件中 12 件を目標処理期間(6か月)内に処理できなかったこ とから、勧告事件の処理期間の短縮に向けて更なる体制強化等を図る必要がある。

有効性

平成 22 年度においては、15 件の勧告及び 4,226 件の指導を行っているところ、幅 広い違反行為類型や事業分野への対処状況、勧告後の親事業者による再発防止のため の取組、原状回復措置によって直接保護された下請事業者の利益、勧告事件の公表に よる下請法の社会的認知度の向上等にかんがみれば、下請取引の公正化を図り、下請 事業者の利益を保護するという目標に照らして有効であったと評価できる。

審査の考え方

企画官の新設並びに企画係長1人及び下請取引検査官3人の増員を認める。

理由

- 1. 中小企業憲章(平成 22 年6月8日閣議決定)等では、中小事業者に係る取引の適正化に向けて、下請法等の運用のより一層の積極化が求められている。また、東日本大震災や円高の長期化等による下請事業者への影響が懸念されている。
- 2. 下請事業者に対する経済的影響が大きい勧告案件(公表案件)や原状回復を要する案件の処理 に当たっては、実地検査や事情聴取による十分な証拠集活動等が必要である。また、併せて簡易 迅速な処理が可能な取引改善指導も行うことも必要である。
- 3. 24 年度には、本局の担当分だけでも、12 件の勧告事件処理や約 1,500 件の指導が見込まれるなど、業務量の増加は避けられない状況にある。

政策評価結果の活用状況

下請事業者をはじめ、中小事業者を取り巻く経済環境が円高やデフレの長期化等によって厳しさを増していることから、下請法の運用のより一層の積極化の必要性があることが認められる。

幅広い違反行為類型や事業分野への対処状況、勧告後の親事業者による再発防止のための取組、原状回復措置によって直接保護された下請事業者の利益、勧告事件の公表による下請法の社会的認知度の向上等にかんがみて、勧告及び指導の実施による有効性が認められる。一方で、下請法違反事件のうち、勧告事件に関しては、その複雑化・困難化に伴い、15 件中 12 件が目標処理期間(6か月)内に処理できていない。これらのことから一定程度の増員の必要性が認められる。

府省名:警察庁

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:犯罪捜査の的確な推進

政策目標:科学技術を活用した捜査の更なる推進

政策の概要:科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入、情報技術解析の効果的な活用 等を図ることにより、科学的な捜査を更に推進する。

要求省庁の考え方

要求内容

客観証拠の重視に伴い、警察捜査におけるDNA型鑑定のニーズが急増している。全国の都道府県警察における鑑定業務を効率的に行うため、被疑者資料については採取方法を統一化することで大量一括に鑑定を行うことが可能である。このため、都道府県警察は現場資料等に係るDNA型鑑定を中心に行うこととし、被疑者資料は警察庁にて一括鑑定を行う方式としたところである。

こうしたことにより、警察庁における DNA 型鑑定の依頼が急増しており、既存体制の処理能力を大きく超えることから、以下のとおり増員を要求する。

・警察庁における DNA 型鑑定のための増(12人)

要求内容に対する説明

必要性

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」(平成 20 年8月犯罪対策閣僚会議決定)において、DNA型鑑定及びデータベースを中心とした「客観的な証拠の収集方法の整備強化」が政府全体で推進すべき施策として示されているところであり、DNA型鑑定事件数は年々増加し、平成22年中の鑑定件数は4万1,192件で、21年に比べ5,790件(16.4%)増加した。このようにDNA型鑑定の鑑定事件数は増加傾向を維持し続けており、科学技術を活用した捜査の推進が図られている。

効率性

データベース化されているDNA型情報には、検挙した被疑者のDNA型情報と犯罪現場等から得られた犯人のものと認められる遺留資料のDNA型情報があるが、そのうち、検挙された被疑者のDNA型の採集方法を全国で統一することで、警察庁で大量一括にDNA型鑑定を行い、データベースへの登録を行う制度を導入し、他方、都道府県警察が遺留資料の採取・鑑定に専念することで、警察全体として更なるDNA型鑑定及びデータベースを活用した捜査の効率的な推進を図ることとしている。

有効性

警察庁において全国一元的にDNA型情報を集約し、DNA型データベースを構築・運用しているが、そのデータベースの活用状況も年々増加しており、DNA型データベースを活用して、犯罪現場等から得られた遺留資料のDNA型から事件の被疑者を判明させた件数は896件で、21年度に比べ264件(41.8%)増加した。検挙した被疑者について、そのDNA型から他の都道府県に及ぶ余罪を判明させた件数及び人員はそれぞれ622件、453人と、それぞれ21年度に比べ60件(10.7%)、44人(10.8%)増加しており、DNA型鑑定が犯罪捜査に効果的に活用されている。

審査の考え方

結論

12人の増員を認める。

理由

評価書においては、施策のこれまで実現された政策効果を具体的な指標や事例を踏まえて説明しており、今後、施策を行う体制を拡大することで、政策効果が発現するものと考えられ、要求のあった 増員は、警察庁の政策目標達成のために必要であり、その有効性も見込まれるものと判断した。

政策評価結果の活用状況

(必要性)

客観性の高い科学的証拠と認められているDNA型鑑定の事件数の増加、データベースの拡大により、的確な捜査の更なる推進を図ることができ、その体制整備のために必要な増員であると考える。

(効率性)

DNA型鑑定の事件数・データベースを更に拡大するために、全国で統一・均一化可能な被疑者のDNA型鑑定を警察庁において、大量一括で行う等、施策の推進に当たって、効率的な体制を構築するべく努めている。

(有効性)

DNA型鑑定データベースの活用状況から見られるように、DNA型鑑定事件数・データベースの拡大が、犯罪捜査の推進に効果的であることが認められる。

府省名: 金融庁

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:金融機能の安定の確保

政策目標:金融機関が健全に経営されていること

政策の概要:金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施

要求省庁の考え方

要求内容

システムリスクに関する検査体制の強化を図るため、8人の増員を要求。

<政策評価結果との関係>

22 事務年度の実績評価において、今後の課題として、コンピュータシステムに関する高い専門的知識を有する人材の確保を含めた、適切なシステムリスクに関する検査体制を整備することが重要な課題であるとしている。

要求内容に対する説明

必要性

- 金融機関のコンピュータシステムは、社会的インフラとして公共性が極めて高いものである。近年、当該システムは、金融機関の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴うシステム更改により、大規模化するとともに高度化・複雑化しており、システムリスクに関する検査の実効性を確保するため、専門的知識を有する者により検査を行う必要がある。
- また、システムリスクに関する検査は、これまで、システム統合やシステム更改など、リスクの発生する可能性が高いと思われる局面において実施してきたが、先般の一部主要行の大規模システム障害(これまで安定的に稼動してきた、一般にリスクが低いと思われてきた既存システムにおいて発生した事例)を踏まえると、今後は、安定稼動している既存システムであっても、障害発生時の影響が非常に大きいシステムリスクについて十分に着目して検査を行う必要がある。

効率性

コンピュータシステムに関する専門的知識を有する者が、システムリスクに関する検査を行うことで、個々の金融機関が抱える重要なリスクに焦点をあてた効率的な検証が可能となる。

有効性

コンピュータシステムに関する専門的知識を有する者が、システムリスクに関する検査を行う ことで、問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明が可能となり、金融機関の 経営改善に向けた自主的な取組みに資する。

結論

2人の増員を認める。

理由

従来のシステムリスク検査は、システム統合やシステム更改など、一般的にシステム障害が発生するリスクが高いと考えられる局面で検査を行っていたが、先般の一部主要行のトラブルでは安定稼働している既存システムに大規模トラブルが発生したことから、既存システムに対するシステム検査を適時に行う必要があり、最低限の要員として、主任専門検査官1人、専門検査官1人の計2人の増員を認めることとした。

審査の考え方

政策評価結果の活用状況

平成 22 年度実績評価書にも記載されているように、先般の一部主要行における大規模システム障害の発生を踏まえると、今後、安定稼働している既存システムについても、障害発生時の影響が大きいシステムリスクに着目して検査を行う必要性は認められる。

府省名:消費者庁

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:消費者の安全確保のための施策の推進

政策目標:消費者安全法(生命・身体分野に関するものに限る)、消費生活用製品安全法に基づき消費者庁に寄せられた情報の適時適切な公表、家庭用品の品質に関する表示の適正化 を通じ、消費者の安全・安心の確保に努める。関係行政機関の事故情報を一元化する「事故情報データバンク」を運用し、事故情報分析の情報基盤を構築する。

政策の概要: 消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」については、毎週定期的に件数、事故概要等を公表している。事故情報データバンクは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備し、平成22年4月から国民の方にはインターネットから同データバンクの事故情報を自由に閲覧・検索することができる。

要求省庁の考え方

要求内容

消費者安全法に基づいて消費者庁に寄せられた生命・身体被害に関する消費者事故等の情報のうち、外部の試験研究機関等を活用しながら「事故情報分析タスクフォース」において原因究明に取り組めたのは22年度で8件程度にとどまり、事故調査の専門性・公正性を確保しながら、消費者安全の確保のための事故調査が十分になされているとはいえなかった。

集約された情報を活用し、消費者安全の確保のために事故の発生・拡大防止を図るため、「消費者安全調査委員会」の設置及び、事故等原因調査等の実施や発生・拡大防止のための提言を補佐する要員の増員を要求するもの。

要求内容に対する説明

必要性

「事故情報分析タスクフォース」において原因究明に取り組めたのは 22 年度で 8 件程度にとどまっており、消費者の安全を確保するためには、専門性・公正性を確保しながら事故調査できる体制を整備することが必要である。

効率性

当該体制整備により、事故等原因調査等及び発生・拡大防止のための提言がされることにより、同種・類似の事故の発生・拡大の防止のための措置が図られ、より効率的に消費者の安全 を確保することができると考えられる。

有効性

消費者の安全の確保のため、消費者事故等の情報の解析、事故情報から抽出した事故等原因を究明する必要がある事案の調査、発生・拡大の防止のための提言を行うための当該体制を整備することは極めて有効である。

結論

「消費者安全調査委員会」の設置、企画官(重大事故担当)の振替による事故調査 室の設置、2人の新規増員及び5人の振替増員を認める。

審査の考え方

理由

生命・身体被害に関する消費者事故の発生・拡大防止を図るため、事故情報データバンクに集約された情報を活用して事故等原因調査等を実施する体制を整備する必要性が認められる。

政策評価結果の活用状況

(必要性)

評価結果においては、消費者事故等の一元的集約及び公表は、消費者行政の司令塔として消費者庁が行う必要があるとされており、集約した情報を活用し、消費者庁として消費者安全の確保を図るためには、事故等原因調査等を実施等するための体制を整備する必要がある。

(効率性)

今回要求があった事故調査の体制は、有識者や国民生活センター等と協力して行う ものであり、消費者事故等の発生・拡大を防止するための体制として効率的である。 (有効性)

評価結果においては、事故情報データバンクの今後の利用範囲の拡大が望まれるとされており、体制整備を行うことによって、事故等原因調査等が進む前提として、当該データバンクに集約された事故情報は事案の選定等のためより有効に利用されると考えられる。

府省名:総務省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的: 消防防災体制の充実強化

政策目標: 社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。

政策の概要: 我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変 化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化

を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

要求省庁の考え方

要求内容

東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害における消防庁の応急体制・広域応援体制の充実等を 図るため、次のとおり要求するもの。

- ○消防防災体制整備に伴う庁内予算執行業務の大幅増のための体制強化(係員1)
- ○緊急消防援助隊の活動に関する施設・整備等の企画・運用の充実(企画官1)
- 〇災害発生時の庁内初動体制の充実化等(課長補佐1、係長2、係員2)
- ○緊急消防援助隊の運用強化等、広域体制の充実強化及び施設・整備等の調達・運用などの充実化 のための体制整備(課長補佐1、係長3、係員3)
- 〇消防防災通信基盤の整備・高度化のための体制整備(係員1)

要求内容に対する説明

必要性

平成 23 年度評価書でも、東日本大震災や自然災害による被害、大規模地震発生の切迫性を踏まえ、 緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強、消防の広域化推進等による国内の消防防災体制の一層の充 実の必要性が述べられており、施設や装備の充実とともに、常に迅速・的確な対応が図れる実効性 のある体制の構築が必要。

効率性

無償使用制度(注)を活用した緊急消防援助隊の装備、資機材等の整備については、各担当課室で調達、管理、運用を行っているが、真に援助隊の充実を図るためには、ソフト面の体制整備とハード面の施設・資機材整備は一体化すべき。

(注)緊急消防援助隊として活動する都道府県又は市町村が、必要な場合に国有の物品を無償で使用する制度

有効性

評価書にあるとおり、緊急消防援助隊の登録隊数は着実に増加しており、施設・資機材について も、全国的な保有状況等を踏まえるとともに、長期的視点からの整備が必要であり、その円滑な運 用を図るための管理体制を整備することは有効。

審査の考え方

結論

8人(課長補佐2、係長2、係員4)の増員を認める。

ただし、うち4人は平成26年度末までの時限、うち1人は平成28年度末までの時限とする。

理由

災害への対応を主たる業務とする消防庁において、東日本大震災を受け、今後 発生が想定される首都直下地震や東海・東南海・南海地震などの来るべき大規模 災害に備えて緊急に取り組むべき業務に係るものである。

内容は、緊急に消防の広域応援体制の強化拡充を図るために著しく増大する業務に対応するためのものであり、当該消防施設や装備等の確保は、東日本大震災・大津波により壊滅的被害を受けている被災3県において特に優先的・重点的に実施されるものであることから、被災地の復旧・復興に直接寄与するものでもあり、15人の要求のうち、時限付きを含め、8人を認めることとした。

政策評価結果の活用状況

平成 23 年度評価書にもあるとおり、東日本大震災等による被害対応や大規模 災害の切迫性を踏まえた応急体制・広域応援体制の充実を図る必要性は認められ る。また、それらの体制の充実・強化に当たっては、長期的視点からの整備の必 要であり、円滑な運用を図るためには、管理体制の整備が有効であることも認め られる。 府省名:法務省

平成24年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的: 出入国の公正な管理

政策目標:不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国 際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。

達成目標1:不法滞在者等を生まない社会の構築を図るための施策を講ずる。 達成目標2:円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。

政策の概要:外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム(APIS)等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格な出入 国審査を実施する。また、在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止する。さらに、 不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどにより、 不法滞在者の摘発を強化する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、APISの運用の他、セカンダリ審査(二次的審査)の実施、日本人・外国人審査ブースの振分けの見 直し等による入国審査官の機動的配置、外国人用に審査待ち時間を表示、出入国カードの多言語化等の取組を推進する。

要求省庁の考え方

要求内容

円滑な出入国審査及び不法入国者の水際対策等を実施するため、以下のとおり地方 ┃ 以下のとおりの増員を認める。 入国管理局の増員を要求する。(計 183 人)

- I 出入国審査業務の充実強化に伴う増(105人)
- ①新たな在留管理制度に伴う出入国審査業務に必要な人員(48人)
- ②大阪入国管理局関西空港支局(LCC旅客ターミナル)における出入国審査業| 務に必要な人員(57人)
- Ⅱ 新たな在留管理制度に伴う在留管理業務に必要な人員(60人)
- Ⅲ 新たな在留管理制度に伴う警備関係情報業務に必要な人員(18人)

要求内容に対する説明

必要性

新たな在留管理制度が平成 24 年7月9日より導入されることに伴い、中長期滞在 外国人に対して在留カードを発行する等新たなに必要となる出入国審査業務、在留管 理業務を迅速かつ適切に実施することで、正確・公正な在留管理が行われ、また、不 法滞在者・偽装滞在者の抑制にもつながり、適法に所在する外国人の利便性が向上す┃脚策評価結果の活用状況 る。

結論

- I 出入国審査業務の充実強化に伴う増(105人)
- ①新たな在留管理制度に伴う出入国審査業務に必要な人員(38人)
- ②大阪入国管理局関西空港支局(LCC旅客ターミナル)における出入国審査業務に必要な 人員 (51人)

審査の考え方

- Ⅱ 新たな在留管理制度に伴う在留管理業務に必要な人員(20人)
- Ⅲ 新たな在留管理制度に伴う警備関係情報業務に必要な人員(9人)

理由

要求内容は、各々必要性等は認められるが、現在の厳しい定員事情に鑑み、また、業務実態 が関係する政府方針を踏まえつつ、新たな在留管理制度の導入等に伴って発生する業務量の増 大が、直接、利用者の負担となる業務について優先して増員を措置することとした。

(必要性)

効率性

出入国審査業務については、従前より事前自動旅客情報システムや日本人・外国人 審査ブースの機動的配置等により、事務の効率化や審査待ち時間の短縮等の取組を行っている。また、新たな在留管理制度の導入に伴い在留管理業務は増加するが、4大 空港以外は東京入国管理局に業務を集中させる体制を取る等業務の効率化を図っている。

有効性

出入国審査業務については、審査要員として増員措置を講じると共に事前旅客情報システム等により、入国者数の増加による最長待ち時間の増加を一部抑制することができたものの、成田等一部の空港では依然として最長待ち時間の年平均が 20 分超となっているところもある。新たな在留管理制度に伴い出入国審査時間が増加することとなるが、審査要員の増員措置により、待ち時間の増加の抑制を図ることが一定程度可能であると考える。

また、バイオメトリクスの活用や偽変造文書鑑識機器の活用等により不法滞在を目的とする者の入国を防ぐ等により厳格な出入国審査を実施。また、都道府県警察との連携の更なる強化を図る等して、不法滞在者の摘発を充実・強化している。

これらの総合的な不法滞在者対策を強力に推進した結果、平成 23 年 1 月 1 日現在 の本邦における不法残留者数は 78,488 人で、前年同期と比較して 13,290 人 (14%減少)の減少となっている。しかし、依然としてその数は高水準にあり、不法就労期間 も長期化傾向にあり、正規滞在を装いつつ日本で就労し生活することを企図した偽装滞在者も相当存在しているものと予想される。新たな在留管理制度の導入に伴い、中長期滞在外国人の情報が当局に集中することになるため、警察等捜査関係機関からの 照会に迅速に対応することで、不法滞在者対策を充実・強化することが可能であると 考える。

その他

新たな在留管理制度の構築に向けた関係法令の整備が行われたところ、当該関係法令の施行後に、その運用状況等を分析して、必要かつ十分な法整備が行われているか否かを評価することとする。

我が国に在留する外国人について、公正な在留管理を行い、不法滞在者・偽装滞在者を抑制、 摘発することにより、適法に滞在する外国人と日本人が安心して共生できる社会を創り出すた めに必要な増員であることが認められる。

(効率性)

出入国者数の増加、在留外国人の増加に伴う業務量の増加を人員の増加やその他手段により、 外国人に対する出入国審査の円滑化と出入国管理の厳格化という一見相反する要請に対応し、 外国人との共生社会実現への貢献及び我が国社会の安全と秩序を維持するため、限られた行政 資源で最大限の効果を挙げるべく努めている。

(有効性)

外国人入国者数が、東日本大震災の影響で減少したものの徐々に回復傾向にあることから、 新たな在留管理制度の導入やLCC旅客ターミナルの新設に伴い必要となる人員については、 審査待ち時間の増加を抑制するために有効である。

厳格な出入国審査や不法滞在者の摘発の強化等を実施してきたところ、不法滞在者数は毎年度減少していることから、有効性が見込まれる。したがって、新たな在留制度の導入による外国人の在留管理を正確・公正に行い、警察等捜査関係機関と迅速に情報を共有することは、不法滞在者対策を充実・強化のために有効であると考えられる。

府省名:外務省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

政策目標:日中「戦略的互恵関係」の構築に向けた協力と交流の推進及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること,日モンゴル関係を強化すること。

政策の概要:日中間においては、幅広いレベル及び分野において対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互恵関係」の深化を通じ、地域及び国際社会全体の平和、 安定、繁栄にともに貢献していく。日モンゴル間においては、極めて良好な政治的関係を維持・発展させるとともに、経済通商関係の強化に向けて、双方による取組を行っていく。

要求省庁の考え方

審査の考え方

要求内容

〇アジア大洋州局中国・モンゴル第二課の新設(H24年8月1日予定)

〇日中経済関係事務の強化に伴う定員増(3名)

要求内容に対する説明

必要性

近年の中国経済の発展及び日中経済関係の拡大・深化を受け、中国経済情勢の調査・分析、経済に関する各種日中間協議の開催、レアアース輸出規制等の個別案件やビジネストラブルへの対応等、日中経済関係業務が多様化及び急増している。近年、モンゴルとの経済関係も発展してきており、経済面における対中及び対モンゴル外交を効果的に進めるための体制を早急に強化する必要がある。

効率性

日中及び日モンゴル経済関係に関して、限られた予算及び人員を効果的に活用するとともに、迅速に独自の意思決定を行いうる権限を有する課長職を設けることで、国内との調整及び中国・モンゴル側との高度な交渉・折衝を円滑に進めることができる。

有効性

政策の企画・立案・実施体制が強化され、対中及び対モンゴル経済政策を遂行するにあたって適切かつタイムリーな対応がとれるため、中国との「戦略的互恵関係」の深化・充実、モンゴルとの「戦略的パートナーシップ」の構築といった外交目標の達成に資する。また、中国及びモンゴルとの間で、経済面での懸案事項を適切に処理し、我が国企業の経済活動の円滑化を図ることができる。

結論

〇中国・モンゴル第二課の新設を認める。

○3人の増員を認める。

理由

本要求は、経済面における対中国及び対モンゴル外交を効果的に進めるため、大アジア大洋州局中国・モンゴル第二課の新設及び日中経済関係事務の強化に伴う増員を 求めるものである。

中国及びモンゴルとの経済面に関する交渉においては、高度な専門的知見と交渉能力が必要であり、明確なかつ十分な責任及び体制の下で総合的な判断が求められていることから、中国・モンゴルの経済を担当する課の新設の必要性が認められる。

また、日中の経済関係の発展の現状と経済面での日中協力推進の必要性と日中経済 及び中国経済に関する業務全般も増大している現状に鑑みれば、増員の必要性が認め られる。

政策評価結果の活用状況

本要求は、政策評価結果でも述べられているとおり、近年の日中・日モンゴル経済関係の発展等を受けた要求であり、その必要性が認められる。

また、迅速に独自の意思決定を行いうる権限を有する課長職を設けることで、国内調整や中国・モンゴル側との交渉・折衝を円滑に進めることができ、さらに、他課を財源として中国・モンゴル第二課を新設するとともに、日中経済室を廃止する予定としており、限られた人員を効果的に活用することとしているため、その効率性も認められるところである。

府省名:財務省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

政策目標:国際化、高度情報化への的確な対応

政策の概要:様々な事業体や金融手法等を駆使した国際取引や電子商取引等の拡大に対して、引き続き国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的に資料情報の収集を行う とともに、的確かつ深度ある調査の実施に努める。

要求省庁の考え方

要求内容

国際取引の拡大に伴い海外取引法人が大幅に増加しており、税務署所管の中小法人においても移 転価格税制やタックスへイブン対策税制等が適用される複雑な海外取引事案が増加傾向にある。こ のような海外取引法人に係る調査体制の強化を図るための体制整備として、156人の増員を要求。 <政策評価結果との関係>

「平成 21 事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」(22 年 10 月) において、国際┃いことから、海外取引法人の増加に伴う税務調査体制の整備が求められるため、 取引の拡大に対して、引き続き国税局と税務署の関係部署が一体となって的確かつ深度ある調査の 実施に努める旨の提言が行われている。

要求内容に対する説明

必要性

海外取引法人に対する調査については、取引実態の把握や事実関係の確認等が困難であるため、 通常の調査以上に事務量を要しているところ、その数が増加していることから、従前の調査水準を 維持するために必要な人員を確保する必要がある。

効率性

海外取引に係る申告漏れ所得金額や不正所得金額は、それ以外の取引に係る金額より多額である ことから、海外取引法人に対し必要な調査を実施することにより、効率的な調査事務が図られるこ とが期待できる。

有効性

海外取引法人に対する的確かつ深度ある調査の実施により、平成21事務年度においては、海外取 引に係る申告漏れ所得金額8,014億円(内不正所得270億円)を把握しており、国際化への的確な 対応という政策目標に対して有効であるといえる。

結論

155 人の増員を認める。

理由

海外取引法人は、それ以外の法人に比べ申告漏れ所得金額や不正所得金額が多 必要な人員として155人の増員を認めることとした。

審査の考え方

政策評価結果の活用状況

国税庁は、従来からタックスヘイブン対策税制が適用される海外取引等への対 応を進めているところであるが、平成21事務年度及び平成22事務年度の実績評 価書にも記載されているように、こういった複雑な海外取引の増加を踏まえた場 合、同取引について的確かつ深度ある調査を行うため、海外取引法人に係る調査 体制を強化する必要性は認められる。

また、国税庁は、平成 21 事務年度において、海外取引法人に対する調査の実 施により、海外取引に係る申告漏れ所得金額8.014億円を把握しており、調査体 制の強化は有効に機能すると考えられる。

府省名: 文部科学省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

政策目標:一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策の概要:障害のある全ての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点にたち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を 高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

要求省庁の考え方

要求内容

インクルーシブ教育システム構築に向けた体制を強化するため、課長補佐1人、早期支援係 長1人、医療的ケア支援係長1人を要求する。

要求内容に対する説明

必要性

近年、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な 教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められてい るが、障害のある児童生徒一人一人に対する支援や教員の専門性の向上や指導内容・方法等の 改善等に関して、依然十分とは言えない状況にあり、一人一人のニーズに応じた特別支援教育 の推進のための取組みの必要性は増している。

効率性

幼稚園から高等学校までの各段階における支援体制整備の一層の推進、教員の専門性の向上 や指導内容・方法等の改善等を含めた特別支援教育の体制整備を総合的に行うことで、一人一 人のニーズに応じた特別支援教育が効率的に推進される。

有効性

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うためには、教員の専門性向上や外部専門家の活用を含めた特別支援教育の体制整備が有効である。

その他

障害のある児童生徒一人一人に対する支援については着実に取組が進んでいるものの依然 十分とは言えない状況にあり、さらなる推進が必要である。また、特別支援学校教員の特別支 援学校教諭等免許状保有率は依然十分とは言えない水準にあり、さらなる保有率の向上に向け た取組が必要である。

審査の考え方

結論

補佐1人、医療的ケア支援係長1人の増員を認める。

理由

- 1. 平成 23 年8月の「障害者基本法」の一部改正において、議員修正により、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮すること等が規定された。また、平成 23 年6月の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正により、特別支援学校、小・中学校等の教員によるたんの吸引等の医療的ケアの実施が制度的に可能となった。
- 2. 医療的ケアに係る実施体制の強化は、障害を持つ児童・生徒の健康・安全に係る ものであるから、より必要性・緊急性が高いと考えられる。

文部科学省は、医療的ケアの制度化に伴い、①医療的ケアに関する新制度の周知及び問い合わせ対応、②医療的ケアの実施に関する研修の企画及び運営、③認定特定行為業務従事者の認定に関する事務等の業務が生じるとしている。

3. 現在の体制では、上記の新規業務にきめ細かく対応することが困難であると考えられることから、要求3人のうち特に緊急性が高い、補佐1人及び医療的ケア支援係長1人の増員を認めることが適当である。

政策評価結果の活用状況

児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施の必要性が増大しているところ、子ども一人一人の教育的ニーズに応じ、幼稚園から高等学校までの各段階における支援体制整備の一層の推進を図るとともに、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善等を含めた特別支援教育の体制整備を総合的に行うため、一定程度の増員の必要性が認められる。

府省名:厚生労働省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:公的年金制度による終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支える

政策目標:年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する

政策の概要:〈目的等〉新たな年金制度の制度設計を着実に進めつつ、現行の年金制度の改善を行う。また、国際化の進展への対応を図る。

〈根拠法令等〉厚生年金保険法 国民年金法

要求省庁の考え方

安小自川の行

要求内容

○組織:年金制度の円滑な事業運営のための必要な体制整備(給付事業室)

〇定員:現行制度の改善等に伴う事業運営の検討及び実施体制の強化(年金事業運営専門官3)、社

会保障協定締結を促進し、円滑な運用を図るための体制強化(主査2)

要求内容に対する説明

必要性

年金事業運営を円滑に行うため、年金制度の改善事項等に対応した事業運営について検討する組織体制を確保する必要があり、また、新たな年金制度への完全移行までの間(40年程度)、旧制度と新制度の事業運営の企画立案を並行して実施する必要がある。

社会保障協定については、新たな協定締結に向けた交渉及び運用維持のための協議の増加に対応する必要がある。

効率性

年金制度改善への対応として、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の 見直し等や、被用者年金の一元化への対応として、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を 基本とし、これらに対応した事業運営の検討を行う。

社会保障協定については、EU諸国との協定締結推進のみならず、我が国との人的交流が激しく経済発展も目覚ましい中国、フィリピン、インド、ブラジルなど新興国との速やかな協定締結が強く求められている。このため、今後増大する交渉・協議を支障なく進めるための体制強化を図る。

有効性

働き方・ライフコースの選択に影響を与えないよう、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し等や、年金制度の安定性・公平性を確保し、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるよう、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本とした被用者年金の一元化に向けた事業運営の検討を行う。

社会保障協定においては平成22年度末時点で、12h国との間で協定が発効されており、経済効果は約767億円にのぼっている。日本と外国の保険料の二重払い等の問題を解消することにより、相手国との間の人的交流や経済交流を一層推進することを通じ、国際化の進展への対応が図られている。

審査の考え方

結論

給付事業室の要求を認めない。年金事業運営専門官3人の要求のうち、1人の 増員を認める。主査2人の要求を認めない。

理由

年金制度改革に関する事業運営の検討を行うため、年金事業運営専門官 1 人の要求を認める。その他の要求については、必要性・緊急性が乏しいことから、既存体制により対応を求めることとし、認めないこととした。

政策評価結果の活用状況

現在、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会年金部会等において、社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に盛り込まれた年金分野の改革項目(短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し等)の実現に向けた検討が行われており、今後、改革の目指すべき方向性に沿った現行制度の改善等について検討することとされている。

厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る事業運営の企画立案は、現在、厚生年金保険適用徴収専門官及び国民年金適用収納専門官が行っているところであるが、年金制度改革に伴う制度の施行に当たっては、新制度への完全移行までの間(40年程度)、旧制度と新制度の事業運営の企画立案を並行して実施する必要があり、今後、更に適用対策及び徴収(収納)対策の強化を図っていく必要がある。

年金制度改革においては、以上のような事項の検討が求められることとなり、 他省庁との調整や国会対応等も含めた体制強化が必要である。 府省名:農林水産省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興

政策目標:国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化及び都市住民に対する都市農業の理解の促進

政策の概要:農山漁村の活力が低下している状況にあるため、都市住民に農村で活動する機会や食と農に対する認識を深める契機を提供するとともに、これらを通じた農村の振興を 図る必要がある。このため、新たな交流需要を創出するための取組を推進するなど、都市と農村の交流を促進する。また、都市農業の振興を図るため、都市農業の持つ機能・効果 に対する都市住民の理解を促進する。

要求省庁の考え方

要求内容

都市と農山漁村の交流を通じて地域の活性化を図るため、新たな交流需要を創出するための取組等や、都市農業の振興及び都市農地の保全を図る取組をさらに推進する必要がある。このため、農村振興局都市農村交流課及び地方農政局に、農村活性化施策の総合的展開を担う交流推進専門官8人(本省1人、地方農政局7人)、都市農地の保全や都市農業の振興に関する制度の見直しの検討を担う都市農業調整官1人(本省)及び都市農業振興係長3人(地方農政局)の増員を要求する。

要求内容に対する説明

必要性

農山漁村の活力が低下している地域及び都市農業の振興を図っていく地域において、都市農村交流等の総合的な施策を展開するためには、制度等に精通し専門的知識と調整能力を有する専門官等を配置する必要がある。

効率性

都市的地域にある市民農園等を通じて、都市と農村の交流等を目的とした既存メニューの整理統合を行い、現場のニーズに対応した取組メニューを自由に組み合わせる仕組みへの変更等による効率化を踏まえ、更なる総合的な施策展開を図るため、既存体制との明確な役割分担による効率化を図った上で、必要最小限の人員を要求している。

有効性

国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化や、都市農業が持つ様々な機能・効果についての都市住民への理解の促進を図る取組は、農山漁村の活性化に資する有効な施策である。専門官等を新たに配置することで、都市農村交流に関する他省庁及び関係団体等との連絡調整や、活性化に取り組むきめ細かな指導を行うことが可能となり、都市農村交流を通じた地域の活性化と都市農業の振興が図られる。

審査の考え方

結 論

いずれの増員も認めない。

理由

多面的機能を有する農山漁村の活性化のため、総合的な施策展開を行う必要性は認められるが、行政事業レビュー等の結果を踏まえ、都市と農村の交流等を目的とした複数の事業については、既存事業の整理統合を行い、現場のニーズに対応した取組メニューを自由に組み合わせる仕組みとすることにより効率化を図ることとされたことや、新たな制度見直しに向けた検討段階であることにかんがみ、各地方農政局等の既存体制の見直しの徹底による対応が求められる。

政策評価結果の活用状況

国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化として、グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数を、32年度に1,050万人とする目標(21年度848万人)に対する22年度実績値663万人(達成率63.1%)や、都市住民に対する都市農業の理解の促進として、都市的地域における市民農園の区画数を、32年度に16万区画とする目標(20年度13.2万区画)に対する22年度実績値14.7万区画(達成率82.5%)について、その確実な達成を図るためには、現場のニーズに対応した柔軟な仕組みによる総合的な施策展開が必要かつ有効であることは認められる。

一方、行政事業レビュー等の結果を踏まえ、都市と農村の交流等を目的とした既存の事業メニューの整理統合を行い、現場のニーズに対応したメニューを自由に組み合わせる仕組みとするなど、総合的な施策展開が期待されていることや、新たな交流需要を創出するための取組等に係る具体的方策の検討段階であることにかんがみれば、既存体制の見直しの徹底による対応が期待されている。

府省名:経済産業省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:取引・経営の安心

政策目標:金融危機や自然災害等によって一時的に経営に大きな悪影響を受ける中小企業に対する円滑な資金供給等を通じたセーフティネットを整備する。

政策の概要:金融危機等により悪影響を受けた中小企業に対して、緊急保証等の資金繰り支援を行う等中小企業のセーフティネットの整備を実施する。

要求省庁の考え方

要求内容

東日本大震災の発生により、中小企業の二重債務問題が顕在化し、早急な対応が求められているところ。より多くの被災中小企業を支援するためには中小企業再生支援協議会の体制拡充が必要であり、増員を要求するもの。

要求内容に対する説明

必要性

中小企業の経営環境はリーマンショック後の落ち込みから持ち直しつつあったところであるが、東日本大震災の発生により再び資金繰りが厳しくなり、二重債務問題が多発しているところ。中小企業の経営を支援するためには、中小企業再生支援協議会の体制を拡充することが急務である。

効率性

東日本大震災発生以前から、産活法に基づいて中小企業再生支援協議会を設置し、再生可能性はあるが財務上の問題を抱える中小企業に対して再生計画の策定支援等必要とされる支援を行ってきたところ。従来の中小企業再生支援協議会のスキームを活用して、被災した中小企業を支援することは極めて効率的である。

有効性

被災した中小企業のうち二重債務問題を抱えている企業は数多く、中小企業が復興する上で障害となっている二重債務問題を解決するために必要な支援を行うことは、極めて有効な政策である。

結論

3人の増員を認める。ただし、平成26年度末までの時限とする。

理由

東日本大震災発生により、被災地域を中心とした中小企業の経営環境は、厳しい状況に直面しているところ。とりわけ被災した中小企業が抱える二重債務問題の解決・支援は、復興に向け必要不可欠であり、体制強化の必要性が認められる。ただし、今般の二重債務問題は、自然災害に伴う一時的なものであると考えられるため、3年(平成26年度末まで)の時限とする。

審査の考え方

政策評価結果の活用状況

(必要性)

「施策に関する評価結果」にあるとおり、東日本大震災後は資金繰り環境が再び大きく落ち込むなど、中小企業の経営環境は厳しい状況にある。そのような状況において、二重債務問題対策として資金繰りの支援を行うことは、東日本大震災からの復興のために必要である。

(効率性)

「施策に関する評価結果」にあるとおり、リーマンショック直後に急激に悪化した中小企業の資金繰り環境は、経済産業省による円滑な資金供給等を通じたセーフティネットの整備により、持ち直し基調が継続していたところである。これまでの体制を強化して二重債務問題対策を講じることは、効率的であると考えられる。

(有効性)

中小企業再生支援協議会等の中小企業のセーフティネット整備により、リーマンショック 直後に悪化した中小企業の資金繰り指数や倒産件数は改善しているところ。これまでの実績 を生かしながら中小企業支援を行うことは、一定有効と考えられる。 府省名:国土交通省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:一般貸切旅客自動車運送事業における事業の適正化

自動車運送事業における安全確保

政策目標:事業用自動車に係る事故の削減

※貸切バスを含む事業用自動車の事故削減目標:平成20年の死者数513人を10年後に250人(「事業用自動車総合安全プラン2009」)

政策の概要:高速ツアーバスの新高速ツアーバスへの移行促進、法令遵守の徹底、監査の実施 ほか

※「新高速ツアーバス」は、高速乗合バス(道路運送法適用)と高速ツアーバス(旅行業法適用)を同じ制度の下に運行させるもの。

要求内容

総務省行政評価局の「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」に基づく 勧告(平成22年9月)等を踏まえ、以下の定員を要求。

要求省庁の考え方

本省 貸切バス事業の適正化 1人

地方運輸局 貸切バス事業の適正化 9人

 運輸支局
 監査
 20人

 計
 30人

要求内容に対する説明

必要性

貸切バスは、過当競争による運賃低下で利用者が増加する一方、多数の法令違反があり安全運行に懸念がある。特に利用者が急増している高速ツアーバス(平成17年23万人→22年600万人)については、旅行業者から届出運賃を下回る契約運賃や運転者の労働時間等を無視した旅行計画の一方的提示などの問題があり、その解消を図る必要がある。

また、事業用自動車に係る事故については、死者数は減少(18年656人→22年490人) しているものの、酒酔い、過労運転等の悪質違反件数は増加(18年度21件→22年度113 件)しており、監査の強化が必要である。

効率性

有効性

結 論

本省1人、地方運輸局9人、運輸支局8人(計18人)の増員を認める。

理由

貸切バス事業の適正化に係る業務については、事業者による多数の法令違反から安全運行に 懸念があることに加え、事業者との調整業務に困難が予想されるため、本省及び全地方運輸局 に各1人の定員が必要である。

審査の考え方

監査業務については、厳しい定員事情を踏まえ、監査計画を処理する上で特に必要性が高い 運輸支局に計8人の定員を措置する。

政策評価結果の活用状況

(必要性)

貸切バスの安全運行に懸念があり、その対策に要する定員措置が必要である。

(効率性)

定員措置と事故予防効果を定量的に比較することは困難であるが、事故発生による社会的損失を考慮すれば、一定の安全対策定員の確保は必要である。

(有効性)

定員措置による事故予防効果を定量的に予測することは困難であるが、制度的改善が予定されているため、効果発現が見込まれる。

府省名:国土交诵省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:地籍調査の促進を始め、地籍調査以外の測量成果を有効活用した地籍整備の推進により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。

政策目標:市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護を図る。

政策の概要: 都市部と山村部における地籍調査を一層進めるため、都市部等では公共事業の実施に伴う用地測量の成果を有効活用等した地籍整備を積極的に推進するとともに、山村部では地籍調査の基礎とするために国が行う境界情報の保全等(山村境界基本調査)をより広範囲に実施する。

要求省庁の考え方

要求内容

- 〇用地測量の成果を有効活用した地籍整備を積極的に推進するため本省の課長補 佐及び係長の新設
- 〇公共事業の実施の際に作成する用地実測図を地籍整備に有効活用するため地方 整備局及び北海道開発局の係長の新設(各地方整備局等に1人の計9人)
- 〇都市部官民境界基本調査の実施体制の強化のため地方整備局の係長の新設(東 北、関東、中部及び近畿地方整備局に各1人の計4人)
- 〇山村境界基本調査を効果的に実施するため本省の係長の新設

要求内容に対する説明

必要性

都市部等における地籍調査の促進に加えて、地籍調査以外の測量成果である用地測量の成果の有効活用等により、地籍調査の進捗が特に遅れている都市部等での地籍整備を推進する必要がある。

山村部では、高齢化等により喪失する境界情報の保全により、その成果を用いた地 籍調査の円滑な実施を可能とし、森林・林業の再生に貢献する必要がある。

効率性

用地測量の成果の有効活用等により、地籍調査を実施せずに地籍整備が進むことになり、体制や費用の観点から効率的である。

地籍調査の基礎となる山村境界基本調査を国があらかじめ実施することにより、その成果を用いた地籍調査が円滑に行われることになり、地籍調査の実施の際に必要な 境界情報を効率的に収集できる。

有効性

都市部等で実施される用地測量の成果の有効活用等により地籍整備が進み、都市部 等における地籍調査の推進に有益である。

山村境界基本調査を国が実施することにより、地籍調査の主な実施主体である市町 村の負担が軽減され、地籍整備の一層の促進に有用となる。

結論

本省の係長2人及び地方整備局等の係長9人の増員を認める。

理由

国土調査法改正時の付帯決議(平成22年3月30日衆議院国土交通委員会)、第6次国土調査 事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 等において、立ち遅れている都市部及び山村部の地籍調査事業の一層の推進、国土調査以外の 測量成果の活用促進が掲げられており、地籍整備の推進が喫緊の課題とされているところ。

審査の考え方

また、地籍調査以外の測量成果の有効活用が図られる場合、市町村が実施する地籍調査に係るコストを大幅に縮減でき、二重投資の無駄を防ぐことができる。

このため、都市部や山村部における地籍調査を加速させるための措置とともに、現在、ストックがある 7,231 枚の直轄事業の測量成果の活用だけでなく、今後、地方及び民間事業への適用拡大を検討していくに当たって法務省・法務局との調整が引き続き必要であるため、本省の係長 2 人及び地方整備局等の係長 9 人の増員を認めたもの。

政策評価結果の活用状況

(必要性)

国会附帯決議、国土調査事業十箇年計画等を踏まえ、特に地籍調査の進ちょくが遅れている都市部等における地籍整備の推進が必要。

(効率性・有効性)

地籍調査以外の測量成果の有効活用による費用の効率化とともに、都市部等における地籍整備の推進が可能。

府省名:環境省

平成24年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的:一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)

政策目標:一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

政策の概要:循環型社会形成推進交付金等の活用により、一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。

要求省庁の考え方

要求内容

東日本大震災の発生を受けて平成23年度に成立した災害廃棄物処理特別措置法に基づき、 東日本大震災により発生した災害廃棄物については、一般廃棄物及び災害廃棄物処理事業を所 管する環境省が中心となって直轄処理することとなったところ。

広域処理を含め災害廃棄物を一刻も早く処理をし、被災地の復旧・復興を推進するため、災害廃棄物の直轄処理に係る事業を行う増員を要求する。

要求内容に対する説明

必要性

被災地の復旧・復興を推進するためには、被災市町村によって処理を行うことができていない災害廃棄物の処理を、環境省が中心となって進めることが必要不可欠である。

効率性

自治体も甚大な被害を受けており、災害廃棄物の処理が進んでいない状況において、環境省 が直轄で廃棄物処理を行うことは効率的である。

有効性

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理にあたり、環境省では、被災自治体に対し人的・技術的支援(職員・専門家の派遣、災害廃棄物処理に関する通知の発出等)等により被災市町村の災害廃棄物の処理を支援しており、環境省が直轄で実施することは有効である。

審査の考え方

結論

10人の増員を認める。ただし、平成25年度末までの時限とする。

理由

東日本大震災により発生した災害廃棄物を一刻も早く処理をし、被災地の復旧・復 興を推進するためには、災害廃棄物の直轄処理に係る事業を行う増員が必要と認めら れるため。ただし、直轄処理を行う災害廃棄物のうち、中間貯蔵施設に搬入するもの を除いて、平成25年度末までに一定程度の処分(焼却、リサイクル、埋立等)を終え る予定であるため、平成25年度末までの時限とする。

政策評価結果の活用状況

(必要性)

評価書の施策に関する評価結果にあるように、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理にあたり、環境省は、被災自治体に対し人的・技術的支援(職員・専門家の派遣、災害廃棄物処理に関する通知の発出等)等を講じることにより、被災市町村による災害廃棄物の処理を支援しているところではあるが、いまだ災害廃棄物の処理は進んでおらず、引き続き環境省による災害廃棄物処理が必要である。

(効率性)

自治体も甚大な被害を受けており、災害廃棄物の処理が進んでいない状況において、環境省が関係各省と協力しつつ、直轄で廃棄物処理を行うことは効率的であると考えられる。

(有効性)

環境省は一般廃棄物及び災害廃棄物処理事業を所管しており、関係各省の協力を得ながら、有効な人的・技術的支援を行えると考えられる。

府省名:防衛省

平成 24 年度機構・定員等審査への政策評価結果の反映状況

政策目的: 直巻マルチセグメント・ロケットモータの研究

政策目標:各種事態に対し、より実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的に行い 得る動的なものとしていくことが必要であり、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防 衛力を構築

政策の概要:将来の誘導弾の飛しょう性能の向上及びロケットモータの製造コスト低減の両立を可能とし得る直巻マルチセグメント・ロケットモータ※の研究を実施する。

※複数の硬化させた推進薬を加工及び接着(マルチセグメント技術)し、その周囲に樹脂を含むカーボン繊維を巻きつけて樹脂を硬化させモータケースを成形したロケットモータ

要求省庁の考え方

要求内容

直巻マルチセグメント・ロケットモータの研究にあたり、専門的知見に基づく高度な検討を 適時適切に行い、高い技術水準の実現に資するため、専従の担当研究員として研究室員1人を 要求するもの。

要求内容に対する説明

必要性

近隣諸国における兵器開発及び技術動向を踏まえれば、誘導弾の射程延伸及び旋回性能の向上が求められている。本研究は、従来の製造方法では困難であった誘導弾の飛しょう性能の大幅な向上及びコスト低減が可能であり、早急に実施する必要があるが、マルチセグメント技術に関し、専門に担当する研究員が不可欠であり、他の研究室からの振り替えも困難であることから、増員する必要がある。

効率性

本増員により、専従の担当研究員を配置することで、技術課題の解明に最低限必要な規模で 試作を行い、経費の節減及び試作期間の短縮を図り、技術的課題を効率的に解明することが可 能となる。

有効性

本増員により、本研究を推進し、直巻マルチセグメント・ロケットモータに関する技術資料 を得ることにより、我が国の防衛技術基盤を強化し、将来の装備品の研究開発に資することが 可能となる。

審査の考え方

結論

1人の増員を認める。ただし、5年後(平成28年度末)見直しとする。

理由

本研究は、誘導弾の飛しょう性能を向上させつつ、ロケットモータの製造コストを 低減できるものであり、大幅な能力向上が見込まれる。また、専従の担当研究員を配 置することで、技術課題の解明に最低限必要な規模で試作を行い、経費の節減及び試 作期間の短縮を図ることが可能となることから、増員の必要性が認められる。

ただし、本研究は、平成24~27年度に研究試作を実施するとともに、28年度 に所内試験を実施する予定としていることから、所内試験が終了する予定である5年 後(平成28年度末)に見直すこととする。

政策評価結果の活用状況

本研究は、政策評価結果でも述べられているとおり、誘導弾の飛しょう性能を向上させつつロケットモータの製造コストを低減できるものであり、大幅な能力向上が見込まれることから、本研究の必要性及び有効性は認められるところである。また、今回、専従の担当研究員を増員することで、試作期間の短縮を図ることが可能となり、その効率性も認められるところである。加えて、短縮された試作期間等に応じて、5年後に見直しを実施することとした。